

## 山形県高等学校体育連盟旅費内規

- 1 本連盟が招集する役員の県内旅費は次のとおりとする。但し、本連盟強化委員会主管の指導者研修会等については、日当は無いものとする。
  - (1) 交通費 勤務先最寄 J R 駅から目的地最寄 J R 駅までの J R 料金とする
  - (2) 日 当 

① 往復 100 km未満	0 円
② 往復 100 km以上	2 0 0 円
  - (3) 宿泊費 実費
- 2 本連盟の役員としての県外旅費は、県職員に準じて支給する。

### 附 則

平成 15 年 4 月 23 日改正制定

平成 20 年 2 月 22 日一部改正

平成 20 年 4 月 1 日より施行